

# 英国下院選挙結果と 北欧の地方自治

ロンドン事務所ではイギリス国内のほか、アイルランド、ドイツ、オーストリア、オランダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの欧州9カ国を担当しており、諸外国の地方行財政制度等の調査を行っている。

今回の特集では、労働党が連続3期目の政権を獲得した英国下院議員選挙結果とノルウェー及びデンマークの地方自治について紹介する。

special  
issue  
特集

## 1 二〇〇五年英国議会議会下院・ 統一地方選挙の概要

ロンドン事務所所長補佐 田中 尚(静岡県派遣)

二〇〇五年五月五日に、四年ぶりとなる英国議会議会下院選挙とカウンティ(県に相当)議員などの地方選挙が同日実施された。今回の選挙について、政治集会や投票所を視察し実際の選挙風景を間近で感じ取ることができたので、選挙結果と併せて報告する。



### 英国議会議会下院選挙

#### 1 制度概要

##### 【英国議会】

上院(貴族院: House of Lords)と下院(衆議院: House of Commons)の二つがあるが、貴族院議員は選挙で選ばれないため、衆議院議員だけが総選挙で選出される。

##### 【選挙権】

一八歳以上の英国籍を持つ男女及び英連邦市民、アイルランド共和国市民で一定の欠格要件(刑務所に服役中など)に該当しない者で、居住する自治体に選挙人登録した者に投票権が与えられる。

##### 【被選挙権】

二一歳以上の英国籍を持つ男女及び英連邦市民、アイルランド共和国市民で、一

定の欠格要件(貴族院議員であるなどに該当しない者が立候補できる)。

##### 【議員の任期】

五年であるが期間満了前に解散・総選挙となることが多く、前回は二〇〇一年、前々回は一九九七年に総選挙が実施されている。

##### 【選挙区数、区画及び名称】

下院が決定するが、今回の英国全体の議席数はスコットランド地域議会への権限委譲に伴うスコットランド地域の議席数削減により、二〇〇一年の六五九から一三減少し、六四六となっている。

##### 【投票制度】

各選挙区内最多得票の者一人だけが当選する小選挙区・先着順当選制(First Past the Post)を採用している。なお、投票時間は午前七時から午後一〇時までの一五時間で、有権者は学校や図書館などに設置された投票所に向いて投票を行

う。また、申請による郵便投票も行われている。

## 2 今回の選挙の争点及び選挙情勢

### 【現在の政党勢力】

現在の英国議会では、保守党、労働党、自由民主党の三政党が議席の多くを占めている(二〇〇一年総選挙では、議員数は労働党四一二、保守党一六六、自由民主党五二の三党合計六三〇で、総数六五九の九五・六%)。また、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにおいて民族主義・英国からの分離を唱える小政党も生まれているが、少数派で政権を取るほどの勢力ではない。

### 【経緯】

法律(一七一九年七年法)によれば、国会の存続期間の上限が五年間であることから下院議員の任期は五年とされるが、英国の慣習等から成る(未成文の)憲法に基づき、首相の助言により女王が議会解散を宣言し任期満了前に選挙が行われることが多い。前回の総選挙が二〇〇一年七月であったことから、ブレア首相は少なくともあと一年は首相を続けることが可能であったが、世論調査では労働党政権が優位に立っており、野党である保守党が混乱状態にあったことから、ブレア首相は好機と捉え総選挙実施に踏み切った。

### 【争点・主な注目点】

アメリカの9・11テロの数カ月前に行

われた二〇〇一年総選挙では国内問題が争点だったが、今回は①イラク問題が中心にあり、政府科学顧問のデビッド・ケリー氏の自殺など感情的な反応を呼び起こす出来事、②税金、健康、教育等の課題の重要性などが争点となった。また、主な注目点としては、①英国経済が好調な中で労働党史上初の三期連続総選挙勝利に挑戦するブレア首相に対し、二〇〇三年に勃発したイラク戦争への英国参戦のための政府情報操作疑惑や参戦の是非等の一連の批判報道を国民がどのように判断するか、②過去二回の総選挙で大敗した保守党がどう巻き返しを図るか、順調に議席を伸ばしている自由民主党が今回はどこまで議席を伸ばすか、であった。

### 【マニフェスト】

日本の二〇〇三年流行語大賞に選ばれた「マニフェスト」は、各党の「政権公約」を意味し、各政党は政権を獲得した時には「必ず実行する政策」を国民に約束する。

今回の主要三党のマニフェストとも、あまり論議のない政策を中心に据え、税金もほぼ同じレベルのものを提案し、どの党も「もしほかの党が勝てば今言っている内容よりも高い増税を実施するだろう」と主張した程度であった。

地方自治関係に着目すると、カウンスル・タックス(英国では唯一の地方税)が目され、選挙戦中盤の主要論点の一つとなった。労働党は制度見直しを提案し、

保守党は大幅な改革を主張(例えば高齢者に対する還付などを提唱)、自由民主党はカウンスル・タックスの廃止と地方所得税への置き換えを提案した。

図1:各党のマニフェスト

労働党	保守党	自由民主党
		
ポケット版 全112ページ 価格£2.50 (無料ダウンロード可能)	A4版 全28ページ 価格£2.50 (無料ダウンロード可能)	タブロイド版 全20ページ 価格£0~0.75 (無料ダウンロード可能)

### 3 選挙結果

選挙区改正等に伴い議員定数は前回(二〇〇一年)総選挙より一三減となる六四六(立候補者死亡により一選挙区は選挙延期)となった今回の下院選挙は、労働党が連続して三期目となる政権を獲得した。

議席配分は労働党三五六議席(前回より四七議席減)、保守党一九七議席(前回より三三議席増)、自由民主党六二議席(前回より一一議席増)、その他三〇議席(前回より三議席増)となり、投票率は六一・二％で前回五九・四％(二〇〇一年)より一・八％増加した。労働党と全野党との議席差は改選前の一六一から六七へと九四議席減少した。

主要政党の得票率は、労働党が三五・二％で、政権党の得票率としては戦後最低で、保守党は前回の三一・七％から微増の三二・三％、自由民主党は同党史上最高の二二・一％であった。

図2：主要政党の選挙結果

	改選前	改選後	増減	得票数	得票率	増減率	候補者
労働党	403	356	△47	9,548,000	35.2%	△5.5%	627
保守党	164	197	33	8,773,000	32.3%	+0.6%	630
自民党	51	62	11	5,982,000	22.1%	+3.8%	626
その他	27	30	3	2,821,000	10.4%	+1.0%	1,669
計	645	645	-	27,124,000	-	-	3,552

### 4 選挙運動中に話題となった事項

#### 【二大中断事項】

英国王室が一月にチャールズ皇太子とカミラ・ボウルズ夫人の結婚式を四月八日に行



↑4月9日の皇太子結婚式

うと発表したため、選挙運動の最中に式が行われることとなった。

ローマ法王ヨハネ・パウロ二世が四月二日



↑4月8日のバチカンでの前法王葬儀

に逝去されたことに伴い、皇太子の結婚式が一日延期され、法王の葬儀と皇太子の結婚式に政党の代表者が出席したため、選挙運動が一時中断されることになった。ほかに、審議予定の法案も審議時間が十分取れなくなり、政府の意図に反し廃案になる法案が増える等国会運営にも影響が出た。

#### 【自由民主党ケネディ党首に第一子誕生】

自由民主党のチャールズ・ケネディ党首に第一子が誕生したため、同党の選挙運動の開始がやや遅れ、実質的には四月一〇日からスタートすることとなったが、新聞、テレビメディアが妻子一緒の姿を大きく取り上げたため、逆に知名度が上がったとも言われた。



↑ケネディ党首とサラ夫人

## 5 選挙風景

英国の選挙では、日本のような顔写真のポスターは少なく、また、有権者に不快感を与えることを憂慮してか候補者を連呼する選挙カーもほとんど見かけない。候補者たちが第一に力を入れている点は政策論争である。

自分の所属政党が発表する公約を掲げて相手候補者と討論し、各家庭を戸別訪問して公約のダイジェスト版(チラシ)を渡し、支持を訴える。英国ではアメリカなどと同様に、戸別訪問は選挙違反には問われず選挙運動の主体となっている。戸別訪問



↑政治集会の様子(イズリントン市民カレッジ)



↑投票所(ラスモア・コミュニティーセンター)

は英国の選挙運動の主要な手段であるが、近年その目的は有権者に自党支持を訴えるよりも、訪問先の支持政党を確認し、自党支持者を選挙当日に確実に投票所へ行かせることに重点が置かれている。

また、投票日当日(五月五日)にロンドン南東部を選挙区とする労働党議員のNick Raynsford氏(当時の地方自治担当大臣)を訪問し、同氏と行動を共にしたが、投票日当日にもかかわらず、現役大臣自ら戸別訪問に出向き有権者に投票を促す姿に、日本の国政選挙との大きなギャップを感じた。なお、同氏は無事再選を果たした。

## 統一地方選挙

### 1 制度概要

#### 【行政運営】

英国の地方自治制度は、議会と行政府が並立し行政府のトップが直接公選により選出される日本のような大統領型と異なり、直接公選首长制を採用する一自治体を除く四五〇余りの自治体のほとんどで議員内閣制が採用されている。

日本の地方議員が専ら行政のチェック機関であるのに対し、英国の地方議員は、議会の多数党の指導者が議員の中から内閣



↑Raynsford氏と内貴所長

構成員を選び内閣を組織し、日々の政策の意思決定や執行機能を担い、内閣構成員以外の議員は行政運営・政策を評価するという議員自らによる行政運営が一般的となっている。

【実施時期】

英国の地方選挙については、議員任期は四年と統一されているものの、四年に一回全議員改選する場合と、四年に三回議員を三分の一ずつ改選する場合があります、選挙サイクルが自治体により異なるため、毎年統一地方選の実施規模が異なる。

【選挙権】

一八歳以上の英国籍を持つ男女及び英連邦市民、アイルランド共和国市民で、一定の欠格要件（刑務所に服役中など）に該当せず、居住する自治体に選挙人登録した者に投票権が与えられる。

【被選挙権】

二一歳以上の英国籍を持つ男女及び英連邦市民、アイルランド共和国市民及びEU諸国の市民で、立候補前一二カ月間選挙区の住民であるなどの要件などを満たすなど一定の要件に該当する者に立候補する権利が与えられる。

【投票日】

「一九七二年地方自治法（Local Government Act 1972）」に基づき、原則として五月五日（第一木曜日）が投票日とされている。

2 選挙前の情勢等

【二〇〇四年統一地方選挙結果】

昨年（二〇〇四年）六月一日にイングランドとウェールズの一六六自治体で行われた地方選挙は、イングランドの三六大都市圏デイストリクト、一九ユニタリー、八九デイストリクトの全議席または三分の一議席の改選とウェールズの二二ユニタリーの全議席の改選が行われ、保守党が二八三議席増加、自由民主党が一三七議席増加し、労働党が四七九議席減少した。

この結果、全国の議員数は保守党が約八〇〇議席、労働党が約六七〇議席、過半数を獲得した政権獲得自治体数も、保守党が一五一、労働党が九四と保守党優勢で、国政と地方で労働党と保守党の勢力が逆転している状況となっていた。

3 選挙結果

【今回の対象地域】

昨年（二〇〇四年）の一六六自治体の統一地方選挙と比較すると小規模となった。

今回地方選挙が実施された団体は以下のとおり

である。

- (1) 全三四カウンティ(県)すべてについて、地方議員全員が改選対象
- (2) 全四七ユニタリーのうち三ユニタリーの地方議員全員が改選対象
- (3) 直接公選首长制を採用する一自治体のうち、四自治体での市長選挙

図3：34カウンティ・3ユニタリー議員選挙結果

政党名	単独政権議会数			議席数		
	改選前	増減	改選後	改選前	増減	改選後
保守党	17	7	24	1,041	152	1,193
労働党	8	△2	6	726	△114	612
自由民主党	0	3	3	453	40	493
その他	0	0	0	120	△26	94
過半数政党なし	12	△8	4	-	-	-
合計	37	0	37	2,340	52	2,392

図4：4市長選挙結果

自治体名	政党	現・新	氏名	投票率
ハートルプール	無所属	現	ステュアート・ドラモンド	53.88%
ストーク・オン・トレント	労働党	新	マーク・メレディス	51.00%
ノース・タインサイド	労働党	新	ジョン・ハリソン	61.38%
ドンカスター	労働党	現	マーティン・ウインター	45.73%

【カウンティ選挙結果】

保守党は、カウンティでは政権獲得地域一七と従来から優勢であったが、今回の選挙で新たに六地域（グロースターシャー、ノーザンプトンシャー、オックスフォードシャー、シロップシャー、サフォーク、ウスターシャー）が加わり、保守党の政権獲得地域は二三と全カウンティの三分の二を占めることとなった。

また、労働党はノーザンプトンシャーで政権を失い政権獲得地域は七から六となり、自由民主党の政権獲得地域は従来なかったが、新たに南西部三地域（コンウォール、デヴォン、サマーセット）で政権を獲得することとなった。政権政党なしの地域は従来一〇あったが、五地域が保守党政権に、三地域が自由民主党政権となり、一地域（カンブリア、ワーウィックシャー）のみとなった。

【ユニタリー選挙結果】

三地域で行われたユニタリー選挙では、プリストルが政権政党なしで現状と変わらず、ストックトン・オン・ティーズでは労働党政権から政権政党なしへ、ワイト島では政権政党なしから保守党政権へと変わった。

また、ワイト島では、議員選挙に併せて直接公選首長制度採用の可否を問う住民投票が行われ、賛成二万八七八六八人、反対三万七〇九七人で否決され、現行のリーダーと議院内閣制が存続されることとなった。

【市長選挙結果】

直接公選首長制採用一一自治体のうち

四自治体で市長選挙が行われたが、ハートプール市の無所属のステュアート・ドラモンド市長、ドンカスター市の労働党のマーティン・ウィンター市長が再選を果たし、ノース・タインサイド市では労働党のジョン・ハ

リソン氏が、ストーク・オン・トレント市でも労働党のマーク・メレディス氏が現職を破り当選した。なお、イングランドの残る七自治体の市長選は任期満了となる二〇〇六年五月に行われる。



**ノルウェーの地方自治**

ロンドン事務所所長補佐 福島 哲也(熊本県派遣)

今年二〇〇五年はノルウェー王国の独立一〇〇周年に当たる。独立以前のノルウェー王国は、スウェーデンと同君連合の關係にあり、スウェーデン王の統治を受けていたが、一九〇五年にこの同君連合を平和的に解消し、独立国となった。日本は独立したノルウェー王国を国家として承認し国交を樹立した最初の国の一つであり、両国の国交樹立から一〇〇周年にも当たる。当事務所では、今年三月にノルウェーの首都オスロにある自治体協議会(KS)を訪問したので、その内容の一部を紹介したい。



**ノルウェーについて**

「北への道」という意味を持つノルウェーは北ヨーロッパに位置する立憲君主国であり、東はスウェーデン、フィンランド、ロシアと国境を接し、西はフィヨルドで有名な長い海岸線に囲まれている。人口は四六〇万六三三二人(二〇〇五年一月現在)日本の約三〇分の二、国土面積は三八万六九五八㎡(日本よ

り若干広い)であり、国土のうち農業や林業に適している土地はわずかであるが、石油、天然ガス、水産資源、森林・水力資源などの天然資源に恵まれている。一九〇五年に水力発電の発展、一九七〇年代には石油と天然ガスの発見と開発が始まったため、一九〇〇年代はノルウェーにとって富国の時代となり、国民一人当たりで見ると世界で最も豊かな国の一つとなった。サウジアラビア、ロシアに次ぐ世界第三位の石油純輸出国であ



り、一九九六年からは人口高齢化や原油枯  
 渇に備えるためエネルギー関連収入を一般予  
 算から切り離して「石油基金」の積み立てを  
 開始、近年の原油高騰を背景に基金は順調  
 な増加を続け、ノルウェー経済を潤している。

## 日本との関係

その地理的距離から日本との関係は薄  
 いように思われるが、南北に長く全体的に  
 山がちな国土(三分の一は北極圏に属する)  
 や変化に富んだ海岸線といった地理的条  
 件、王室を持つ立憲君主国であるという国  
 家形態の上で同じ共通点を持ち、さらには  
 日本人が普段から口にするシシャモや鯖、サ  
 ーモンといった海産物からトンネルの掘削技  
 術や福祉器具、エネルギー開発などのテクノ  
 ロジー分野までかなり幅広い範囲で密接な



↑王宮

関係を持っている。ちなみに在留邦人数は  
 五五八名(うち永住者二八七名・二〇〇三  
 年一〇月一日現在)となっている。

## KS (Kommunenes Sentralforbund) AS

KSとはノルウェー自治体協議会  
 (Norwegian Association of Local and  
 Regional Authorities)のことであり、四三  
 四市町村と一九県、そしてこれらが所有す  
 る約五〇〇の公営企業のための全国的な  
 組織であり、全市町村及び全県が加盟して  
 いる。雇用者のために中央政府と交渉、諮



↑KS前にて

問協議をする機関であり、メンバーを代表  
 して中央政府に対する代弁と擁護を行って  
 いる。KSは中央政府の交渉機関としては  
 国内最大であり、総計約三七万人の被雇用  
 者の雇用主を代表して中央政府との交渉を  
 行っている。

## 行政レベルと業務分担

ノルウェーは一九の県(tyker)と四三四の  
 市町村(kommune)とに分かれる二層制の  
 構造を持つ。県議会と市町村議会による自  
 治権は国家から委譲されてきたもので、憲

法ではなく法律によって規定されている。国は地方における国の代理として県知事を任命する。県は一九七五年に国と市町村の間に位置する自治体としてつくられ、広域的で専門性の高い事項を担当している。市町村は地方自治体の中で最も重要な単位であり、住民生活に密接した事項を担当している。一九六七年の大規模な合併改革の後、その数は四二〇〜四四〇の間で安定している。人口五二万九八四六人(二〇〇五年一月)の首都オスロは市町村と県の両者の役割を兼ねている。

行政レベルと業務分担

1 中央政府(地域と地方レベルの中央政府機関を含む)

- ・ 国民保険制度
  - ・ 専門保健サービス
  - ・ 専門社会福祉(児童福祉、薬物・アルコール依存更正施設)
  - ・ 高等教育/大学、労働市場、難民・移民
  - ・ 国道ネットワーク、鉄道、農業問題、環境問題
  - ・ 警察、裁判所、刑務所、軍隊、外交政策
- 2 県(一九)
- ・ 高等教育
  - ・ 地域振興
  - ・ 県道及び公共交通
  - ・ 地域計画
  - ・ 事業開発

\* 文化(博物館、図書館、スポーツ)

- 3 市町村(四三四)
- ・ 小・中学校教育
  - ・ 保育園/幼稚園
  - ・ 高齢者及び身体障害者の介護、社会福祉サービス(社会扶助、児童福祉、薬物/アルコール)
  - ・ 地方計画(土地利用)、農業問題、地方道路、港湾



県と市町村は選挙で選ばれた議員によって構成される議会が統治しており、選挙は四年ごとに実施されるが、国政選挙(同じく四年ごと)と重ならないように交代で実施されるのが慣例となっており、選挙は通常九月の第二月曜日に行われる。地方議員の選挙権・被選挙権は選挙の年の一二月三十一日までに一八歳になるノルウェー国民及び選挙日以前の三年間ノルウェーに居住し住民登録を行っている外国人で選挙人登録を行った者に対して与えられている。

地方自治法は人口に比例した議員の最低議席数を明記しているが、その法定最低議席数を超えた議員数とするかどうかは各議会で決定できる。その数は一二議席(市町村議会)と二五議席(県議会)から八五議席までさまざまである。各議会は議長を選出する。議会のトップには行政執行委員会



↑国会議事堂

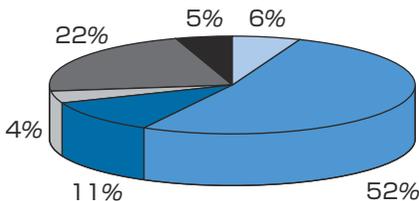
(executive committee)が設けられ、議会から選出された全政党の代表者と議会によって選ばれるオールフォーレル(ordfører)と呼ばれる議長(日本の市長や知事に近い役割を持つ)の最低でも五人のメンバーから構成されている。オスロなどのいくつかの主要都市では例外的に議会による統治形態をとっており、政党を基盤とする地方政府をつづっている。



市町村と県の財政

【2003年の県歳出内訳】

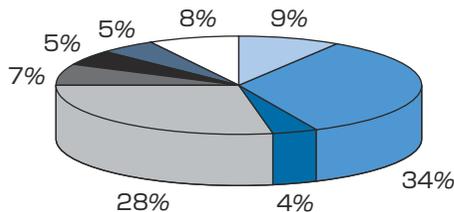
(約350億ノルウェー・クローネ (約5,880億円))



- 総務管理費
- 教育費
- 社会福祉費
- 歯科業務費
- 公共道路・交通
- その他

【2003年の市町村歳出内訳】

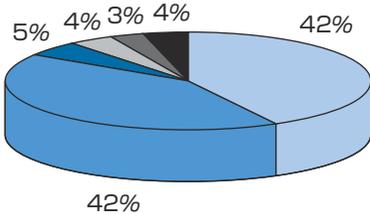
(約1,750億ノルウェー・クローネ (約2兆9,400億円))



- 総務管理費
- 教育費
- 保険費
- 高齢者介護費
- 社会福祉費
- 文化事業費
- 技術サービス費
- その他

【2003年の県歳入内訳】

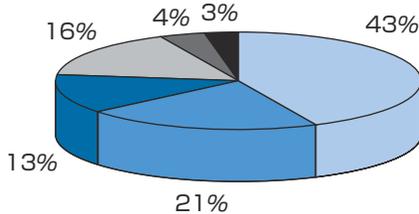
(約340億ノルウェー・クローネ (約5,712億円))



- 地方税
- 包括交付金
- 特別補助金
- 手数料等
- 利子収入
- その他

【2003年の市町村歳入内訳】

(約1,870億ノルウェー・クローネ (約3兆1,416億円))



- 地方税
- 包括交付金
- 特別補助金
- 手数料等
- 利子収入
- その他

歳出に関しては、市町村レベルでは教育費と高齢者介護費が最も高い割合を占めており、県レベルでは教育費と公共道路・交通が最も高い割合を占めている。

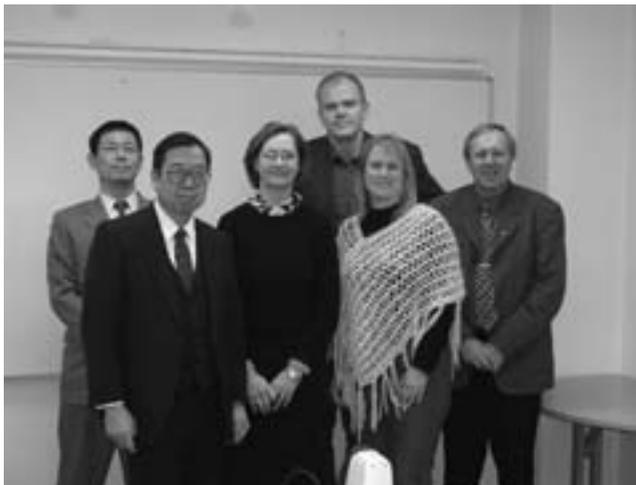
歳入に関しては、市町村レベルと県レベルともに地方税と国からの包括交付金が最

も高い割合を占めている。地方税については、市町村はほとんどを個人及び企業からの所得税・固定資産税から、県は所得税のみから徴収しており、その課税権の最高税率は毎年国会によって設定されている。両レベルにおいて高い比重を占めているのが

政府からの補助金であり、国民がどこに住んでいても等しく高水準の公共サービスを受けられるように包括交付金制度を通して歳入の再分配を行っている。この制度は、公正な歳入分配と地域の成長及び開発の両方を保証するもので、効率的で自立した地方自治体を維持するために不可欠な制度である。

活力のある  
力強い地域の創造

ノルウェーの地方自治は市町村を中心として発達してきたが、一九七五年には県を設置する二層制の導入で再構成が進めら



↑KS職員の方々とロンドン事務所職員

れ、現在の形となった。現在さらにその二層目の県の統合・合併が協議されているところであり、これは日本で議論されている道州制と同様のもの、日本より先んじて道州が誕生する予定となっている。二〇〇四年一〇月にはノルウェー新地域政策委員会がグリーンペーパー(国会審議用の政策提案書)で一〇の県をいくつかの州政府に統合・合併する案と全部廃止する案の二案を発表したが、KSはこの流れの中でさらに全自治体とその関係機関とに聴聞を行った上で調査・分析を進め、新しい地域的分割の提案をするという重要な役割を担っている。KSでは自治体同士の昔からある地域の密着性を考慮に入れつつ、かつそのつながりができるだけ維持しながら業務分担や境界に焦点を当て、地域の政治的リーダーシップを発揮できるような統治改革を行うよう努めている。現存する一〇の県を五地域・七地域・九地域に統合・合併するという二案を検討した結果、最終的には七・九地域の統合・合併案を提案することになるとの説明を受けた。現在、既にホワイトペーパーが発表され、国会での議論が進められる予定であり、今年一〇月には政府から最終的な合併分割が発表される予定となっている。



## 日本について考える

今回初めてKSへの訪問調査のため数日

間ノルウェーに滞在したが、滞在中に以下の点について日本との差を強く感じた。

一つは、税金に対する認識についてである。その物価の高さ(ノルウェーではほとんどの商品に英国の一七・五%を上回る二・三%の付加価値税(VAT)が課されている)には驚かされたが、十分な社会的サービスを受けたのであればそれに見合う金額を

払うのは当然であるという社会的認識が国民全体に浸透している。またもう一つは、高齢者を除くノルウェー人のほとんどの人々が英語を普通に話せることである。自国語はもちろんのこと、世界の共通言語である英語を多くの人がしゃべれるということ、国にとつてはかなりのメリットとなっているのではないかと感じた。

special  
issue  
特集

3

## デンマークの地方自治

ロンドン事務所所長補佐 根本 謙(福島県派遣)

デンマークという国から受けるイメージは、日本と同じく王室(皇室)のある国、酪農が盛んな国、高福祉の国、環境先進国、さらには童話作家アンデルセンを生んだ国ということになるだろうか。また最近ではほかの北欧諸国と並んで「十分野の先進国の一つ」としても知られている。ここでは、デンマークの国政の概要、地方自治体の構造等について報告する。



## デンマークについて

デンマークは、人口約五三八万人、面積約四・三万km<sup>2</sup>(九州とほぼ同じ)の立憲君主制の国であり、首都のコペンハーゲンには約五〇万(広域の首都圏では一〇八万)の人々

が暮らしている。また、デンマークは自治領としてアメリカ大陸とヨーロッパ大陸の間の北極近くに位置するグリーンランド、アイスランドとノルウェーの中間にあるフェロー諸島の二つの領域を保有している。なお、前出のデンマークの人口・面積にはこの二つの領域の人口・面積は含まれていない。

国会は一院制であり、議員数は一七九人、



↑デンマークの観光名所の「人魚の像」

任期は四年、直接選挙によって選出される。現政権(ラスムセン首相)は、グローバルゼーションの中でデンマークを競争力のある「知識社会」にするべく、二〇一〇年までに一〇〇億クローネ(約一八〇〇億円)の資金を投入して、教育・研究等を強化し、同分野での先進社会を構築していくという目標を掲げている。

一九七三年にはほかの北欧諸国に先駆けて欧州共同体(EC)の加盟国となっているが、一九九二年に実施された国民投票において、欧州連合(EU)設立にかかる条約であるマーストリヒト条約批准を否決(賛成四九・三%、反対五〇・七%)している。背景



↑クリスチャンスボー城(国会議事堂)

には主権喪失への危惧、福祉水準の低下、官僚主導の欧州統合推進論議に対する根強い懸念等があったと見られている。これを受けて、デンマーク政府はEU加盟国との間でデンマークに対する特別措置の交渉を行い、その特別措置の下で一九九三年に再度国民投票が行われ、マーストリヒト条約批准が承認(賛成五六・七%、反対四三・三%)された。

また、EU加盟国内の単一通貨であるユーロの参加については、二〇〇〇年の国民投票において否決(賛成四六・九%、反対五三・一%)されており、現在、デンマークはユーロ不参加となっている。なお、欧州憲法条約批准に関しては、本年九月に国民投票を行う予定となっている。



## 地方自治体の種別構成

まず、デンマークの地方自治体の権限の

根拠であるが、デンマーク憲法八二条の「地方は国の監督の下、独立してその業務を遂行する権利を有するが、その権利は国会の制定法によって監督されなくてはならない」という規定による。

デンマークの地方自治体は、日本の県に相当する広域自治体( Amt・Amt 英訳は Regionまたは County)と日本の市町村に相当する基礎自治体( コミュニティ・ Kommune 英訳は Local authority または Municipality)の二層制構造となっている。また、首都のコペンハーゲン市や同市に隣接するフレデリクスバーグ市のように市と県の機能を併せ持った一層制自治体も存在する。二〇〇〇年



↑コペンハーゲン市庁舎

には、広域大都市圏内の交通政策、都市計画等を目的として、コペンハーゲンを中心とする近隣の三つの県と二つの市で構成されるコペンハーゲン広域行政圏(HUR)が設置されている。

自治体数は二〇〇五年三月現在で、広域自治体である県が一四、基礎自治体である市が二七二(コペンハーゲン市、フレデリクスバーグ市含む)となっている。それぞれの県には五から三二の市がある。なお、全市(二七一市)それぞれの人口の規模については表1のとおりとなる。表1によると、人口一万人以下の市が約半数となっており、また人口一万人前後の市が多いことがうかがえる。

表1：全市(271)の人口の規模

人口	自治体数
5,000人以下	16
5,000人~10,000人	114
10,000人~20,000人	78
20,000人~60,000人	52
60,000人以上	11



## 地方自治体の内部構造

地方自治法には、「地方に関する事項は地方議会の決定による」と規定されている。これは、地方議会が地方自治体の全組織を



↑コペンハーゲンの街並み

指揮し、全組織に対して責任を持つということであり、個人的問題にかかわるものを除くすべての事業が、地方議会の議論の場に持ち込まれ決定されるよう、要求できる権利が地方議会にはあるということである。

地方議会の議員数は条例などで特段の定めがない限り、九人以上三一人以下の奇数でなければならない。なお、コペンハーゲン市では、条例で議員数が五五人と定められている。

地方議会は、地方選挙(四年に一回)で選出された議員の中から議長(Mayor)を選出する。議長は地方行政機関の長であり、任

期は四年である。地方議会には四から六の各種委員会が設置されており、行政事務を執行する事務組織が補佐するようなかたちで委員会が執行機関となっている。一部の大都市ではこの委員会制度と若干異なった制度を採用しているものの、日本のように地方自治体の長と議会が独立・対等な立場で互いに牽制するという地方自治制度とは異なっていると言える。



## 地方自治体の業務

### (1) 県の業務

県の主な業務は、病院、医療保険、障害者福祉、中等教育、広域的な地域計画・地域開発・交通政策・環境政策等に関する業務である。

これらの業務のうち最も大きな比重を占めているのは病院であり、その費用は県全体の予算の約五〇%(さらに医療保険関係の予算を含めると約七〇%)に相当する。デンマークでは、公共医療はすべて無料であり、病院にかかる費用はすべて県の負担となっている。また公共医療保険の管理、経理の事務も県が行っている。

教育については、県は中等教育を担当しており、市は初等教育、国は大学の管理運営を担当している。

### (2) 市の業務

市の主な業務は、社会福祉一般、高齢者

福祉、初等教育、地域内の都市計画・道路整備、ごみ処理・生活排水処理等の地域住民の生活に密着した業務である。

これらの業務のうち最も大きな比重を占めているのは初等教育であり、その費用は市全体の予算の約四〇％に相当する。また、ごみ処理や生活排水処理に関しては、いくつかの市が集まって設置した事務組合によって行われている場合が多い。

## 地方自治体の再編改革

日本では地方自治体の合併が行われている最中であるが、デンマークにおいても地方自治体の再編による合併が政府により提案されている。ここではデンマークにおける地方自治体再編改革の動向について触れることとしたい。

デンマークの地方自治体再編については、現政権が発足した二〇〇一年末に議論が始まった。二〇〇二年一月には政府によって特別委員会が設置され、二〇〇四年一月に同特別委員会から報告書が出された。二〇〇四年六月に地方自治体再編の骨子案が国会を通過、二〇〇五年二月に地方自治体再編にかかる法案が国会に提出され、同年の夏までには国会で法案が可決される見込みである。その後、二〇〇五年一月に新自治体の地方選挙が行われ、二〇〇六年は移行準備期間として新旧の自治体議

員が存在し、二〇〇七年一月から新制度が実施される予定となっている。

この地方自治体再編改革の目的は、規模の経済の原理により持続可能な地方自治体にしていくこと、また再編と同時に県から市または国へ所管業務を移管していくことである。「Fewer Municipality, Bigger Municipality(より少ない自治体へ、より広範囲なサービスを提供する自治体へ)」が一連の地方自治体再編改革のキーワードである。

地方自治体の種別構成を表1で示したとおり、現在デンマークは一つの市の人口規模が一万人に満たない市が約半数を占めている。今回の再編では、合併後の一つの市の人口は最低三万人を超えることというのが条件であるが、もし三万人以下である場合は、近隣の市と業務に関して協力関係を構築していくことが必要とされている。また県についても、現在最も人口の多い県で六〇万人であるため、合併によってより大きな県に再編していくことが必要とされている。表2は、合

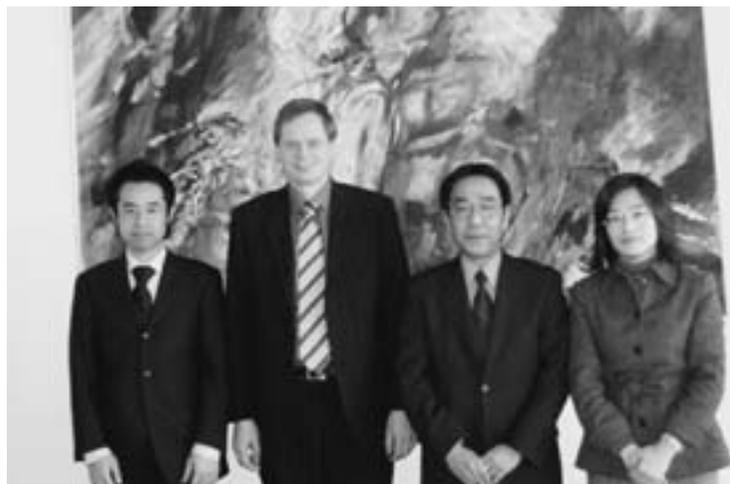
表2：合併後の予想される自治体数（2005年3月現在）

	合併前	合併後（予想）
県	14	5
市	271	100~98

併前の自治体数と合併後の予想される自治体数の変化である。なお、予想される合併後の自治体数は政府が目標としている自治体数とほぼ同じである。

所管業務の移管については、病院・障害者施設の運営、医療保険、地域開発のみを県の所管業務として残し、それ以外は市または国に移管していくこととなる。よって市の所管業務は広範囲なものとなり、それとは反対に県の所管業務は少なくなり、病院運営のみが主な業務となる。

デンマークには、一四の県を代表する機



↑全国市協議会のFjerring氏とロンドン事務所職員



地方自治体の国際交流

デンマークにおける自治体の国際交流関

関として全国県協議会、コペンハーゲン市とフレデリクスバーグ市を除いた二六九の市を代表する機関として全国市協議会がある。両機関とも構成員である県や市の利益を代表して地方自治体の予算編成に影響を与える包括補助金、地方公務員の賃金等の交渉を国に対して行うほか、地方公務員の教育、情報提供、コンサルタント業務、組合との労使協議(賃金交渉等)を行っている。

二〇〇五年三月に両機関を訪問し、担当者から地方自治体の再編について話を伺った。今回の改革の主要な部分である市の合併については、トップダウン型というよりはむしろボトムアップ型で市民の希望が尊重された合併の協議が多いが、合併を拒んでいる市については、政府が合併を促進するため勧告を出しているとのことである。世論調査では国民の七割以上が今回の改革を支持しているとの結果であったそうである。また、労働組合との協議により、二〇〇七年以降の四年間については自治体職員の新卒はしないということである。なお、県の合併については、自発的な市の合併と異なり、強制的な合併とのことである。



↑コペンハーゲンの街並み

係の情報を提供・収集している全国市協議会が二〇〇〇年に行った全市に対する調査によると、デンマークは、二三八の市で約九〇〇件の姉妹自治体の提携(日本は二〇〇五年六月現在で八九〇の自治体で一五二〇件の姉妹自治体の提携)があるとのことである。姉妹自治体提携先の多くは地理的・歴史的な影響もあり北欧諸国の自治体となっている。表3はデンマークの市の姉妹提携件数(相手国・地域別)のトップ10である。交流事業の内容は、教育・文化・スポーツ等の交流が主となっている。また、姉妹交流のほかに、特定の目的のために海外の自治体と連携協力したプロジェクトの遂行、中東

表3：相手国・地域別でみた姉妹提携件数のトップ10

順位	国・地域名	提携件数
1	スウェーデン	172
2	ノルウェー	154
3	フィンランド	128
4	ドイツ	99
5	ポーランド	77
6	アイスランド	32
7	グリーンランド(自治領)	27
8	ラトビア	21
9	ハンガリー	15
10	エストニア	13
10	リトアニア	13

欧諸国の自治体に対しての行政ノウハウの提供なども行っている。

最後になるが、デンマークと日本の自治体間には五件の姉妹自治体提携(二〇〇五年六月現在)のうち二件はデンマークの県と姉妹自治体提携があり、それぞれの自治体間で各種交流事業が行われている。本年は「日・EU市民交流年」、またアンデルセン生誕二〇〇年祭にあたり、日本とデンマークの両国においても市民レベルでの交流フェスティバル等の事業が盛んに開催されている。「日・EU市民交流年」を契機に、近い将来、日本とデンマークの交流がさらに活発になることを願っている。